

畑作農業者の皆様へ

近年、台風などの自然災害が多発しています。

今後も起こり得る自然災害、価格低下等に備えて、公的な保険制度である**農業保険（収入保険、畑作物共済）**に加入しましょう！

収入保険では、**掛金の50%**（積立金は75%）を、畑作物共済では**掛金の55%**を国が負担します。

青色申告を行っている方は、収入保険の加入をお勧めします！

青色申告を行っていない方は、畑作物共済に加入しましょう！

<収入保険>

- ①自然災害はもちろん、**価格の低下**も含め、**畑作物共済の対象農作物を含んだ全ての農産物の販売収入の減少**を広く補償します。
⇒**病気やケガ**で収穫できない場合や、**収穫後の保管中に事故**が生じた場合等も**補償**します。
※ 畑作物共済では、価格低下や、発芽期前・収穫後の事故は、補てんされません。
※ ナラシ対策は、地域全体で、作柄が悪かったり、価格が低下した場合でなければ、補てんされません。
※ 野菜価格安定制度のうち、価格下落を補てんする事業は、市場等での対象野菜の平均取引価格が低下した場合でなければ、補てんされません。
- ②保険料率は、畑作物共済の全国平均よりも安く**1.08%**（50%の国庫補助後）です。また、自動車保険のように**保険金を受け取らなければ、毎年保険料率が下がっていく**ので早期の加入がお得です。
- ③保険期間の収入が**基準収入の9割**を下回った場合に補てんします。

<畑作物共済>

- ①自然災害等による**収穫量の減少**を補償します。

- ②対象農作物
ばれいしょ 大豆 小豆
いんげん
てん菜 そば スイートコーン
たまねぎ かぼちゃ ホップ



※地域によっては当該品目を対象にしていない場合があります。

畑作物共済とセットで加入できます

ナラシ対策

- ※ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょが対象です。
- ※ ナラシ対策の補てん金は畑作物共済に加入していることを前提に減額調整されるので、畑作物共済とのセット加入をお勧めします。

野菜価格安定制度

- ※ 畑作物共済の対象農作物で、野菜価格安定制度の対象となるのは、指定産地等のばれいしょ、たまねぎ、かぼちゃ、えだまめ及びスイートコーンです。

※ 畑作物共済に加入している者が収入保険に切り替える際は、畑作物共済の**掛金が全額返還**されます。

詳しい内容については、お近くの農業共済組合又は農林水産省経営局保険課（03-6744-2175）へお問い合わせください。

農林水産省

収入保険制度の概要

・収入保険は、平成31年1月からスタートします。（平成30年10月1日から加入申請の受付開始）

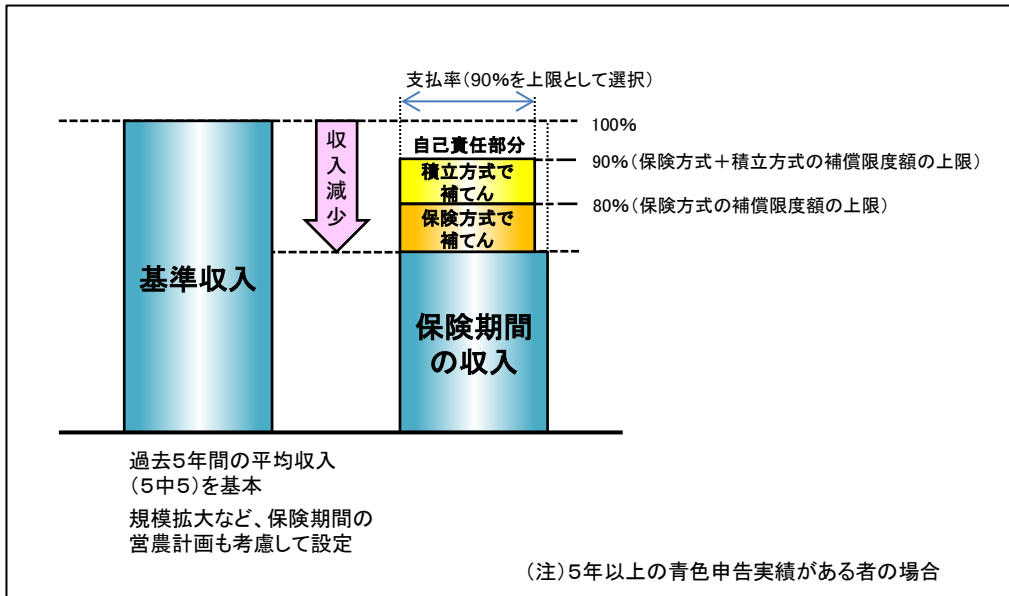
＜収入保険の具体的な仕組み＞

収入保険は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする保険です。

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。
※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。
※ 簡易な加工品（精米など）は含まれます。
※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。
- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。
※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
※ 補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。
※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。
- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）
※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）です。保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率の段階が下がっていきます。
※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

＜収入保険の補てん方式＞



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度90%(保険80%+積立10%)、支払率90%を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金

補てん金額

＜加入1年目＞

・ 保険料 (掛捨て)	7.8万円
・ 積立金	22.5万円
・ 事務費 (掛捨てではない)	2.2万円
合計	32.5万円

収入減少の程度 (保険期間の収入)	補てん金 の合計	保険方式 (保険金)	積立方式 (特約補てん金)	補てん金を含めた 保険期間の収入 (対基準収入)
20%(800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円(89%)
30%(700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円(88%)
50%(500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円(86%)
100%(0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円(81%)

※ 事務費には50%の国庫補助があり、加入者割（1年目4,500円、2年目以降3,200円）、補償金額割（保険金額及び積立金額1万円当たり22円）です。